

平成 27 年度第 2 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成27年11月20日(金) 東日本高速道路(株)関東支社会議室	
委員	堀田昌英(東京大学大学院教授)、加藤一誠(慶應義塾大学教授)、 山本康友(首都大学東京客員教授)、奥野滋(弁護士) 笠井修(中央大学法科大学院教授)、石原正貴(弁護士)	
審議対象期間	平成27年4月1日～平成27年7月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	1件	
条件付一般競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随意契約	0件	
調査等	1件	
業務委託	0件	
物品・役務	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
I. 前回委員会コメントに対する補足説明	
・意見等なし	
II. 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
<p>「工事等契約状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格取消・保留の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「一次苦情・一次説明の処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>「再苦情・再説明の処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし <p>「談合情報・疑義事実に対する対応状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
III. 入札審査等の結果報告及び審議	
<p>「工事の入札手続きの事前審査及び入札審査の実施状況」</p> <p>①前回委員会コメントに対する補足説明では、価格点と技術点のバランスが適切かどうかということについて、今後もモニタリングしていくとのことでしたが、異なる価格点と技術点のバランスについてのシミュレーション等、何かご検討をされているのであればお聞かせいただきたい。</p> <p>「談合情報・疑義事実に対する対応状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	<p>①具体的なシミュレーションにより監視しておりませんが、現在、逆転率等を見ており適正な率に少し落ち着いている傾向であり、今後引き続き検討していくこととなるが、当面は逆転率を見ていきたいと考えている。</p>
IV. 抽出事案の審議	
<p>(1) 一般競争入札方式</p> <p>【横浜環状南線 桂台トンネル工事】</p>	
<p>①技術開発費については、入札価格に含まれるのか。</p> <p>②本工事をシールド工法を採用した大規模工事とした理由について教えてください。</p>	<p>①含まれている。</p> <p>②発注の規模については、トンネルをUターンして1本のシールドマシンで掘れる範囲ということで決めている。シールド工法にした経緯については、地元の住民の方々と色々話をしたな</p>

<p>③技術審議結果について、各社とも技術開発を採用との記載があるが、採用した技術開発費について、これはどういう事を意味するものか。</p> <p>④施工体制点10点を除く技術評価点を50点としていることについて、合理的理由はあるのか。</p>	<p>かで決めているもの。</p> <p>③技術提案の採用の中で、技術開発について各社の提案を採用し配点しているところであり、結果、その中で一番点数の高い者の技術開発費を当社の積算に反映させている。</p> <p>④配点については、弊社の中での各種委員会等を通じて決定しているものであるが、通常、価格・技術を1：1あるいは価格を重視し2：1といった配点傾向にある中で、4：6と技術に重みを置いたのは、東京外かんのシールドトンネル工事や本件といったところで採用しており、これは内部の競争資格審査委員会において審議し決定している。</p>
--	---

(2) 条件付一般競争入札方式

【関越自動車道 西沢橋塗替塗装工事】

<p>①塗り替えの周期は15年から16年と説明があったが、これは少々長いように思うが。</p> <p>②最終的な落札者は施工体制確認資料を提出されたのか。</p> <p>③同時期に高崎（管）管内で本件とは別に同じ塗装工事が2件あり、特定の社がそれぞれ辞退、落札となっていることをどの様にお考えか。</p> <p>④落札者は施工体制確認前の技術点が0点にも関わらず競争参加資格が適となっているのは何故か。</p> <p>⑤施工体制確認は入札参加者が1者であっても行うものか。</p>	<p>①一般的には10年から20年としており、関越道に関しても同じサイクルで塗り替えを行っている。</p> <p>②入札額が調査基準価格を下回っておらず、ヒアリングのみで資料提出は行っていない。</p> <p>③1つの工事を落札し、会社として手がいっぱいとなったため、その後の入札は辞退したと思われる。</p> <p>④競争参加資格要件として、施工実績、工事成績等を求めた中で、企業として工事を実施可能で資格ありと判断し、それに20点満点で、施工計画立案能力、ISOシリーズの取得状況等を加点することにより順位付けを行っている。配点が0点であっても、失格要件に該当しない限り排除するものではない。</p> <p>⑤契約制限価格を下回る入札があれば1者でも行います。</p>
--	--

<p>⑥本件は最低入札金額の者が何故、施工体制確認資料を出さなかったのか。</p>	<p>⑥理由については確認していない。同じ時期に支社発注も含め4件の入札があり、当該者はすべてに参加し最初の3件を辞退し、最後の入札は落札には至っていないが、辞退せず残っていることから他の入札を選択したという可能性と施工体制確認資料作成が大変であり辞退した可能性も考えられる。</p>
---	--

(3) 指名競争入札方式 (拡大型)

【東関東自動車道 下小野第二高架橋橋梁補修工事】

<p>①入札前価格交渉項目に支承防錆工、伸縮装置止水工がいずれも積算基準が無いとのことであるが、これらは実績等あるのではないか。</p> <p>②これらの項目は交渉により、御社の積算と比べどの様な差があったのか。</p> <p>③そうすると、今後、同種工事の場合、規模の考え方を統一していかないと、見積りをとる度に差がでるので、考え方の整理が必要ではないのか。</p> <p>④辞退した者について、見積書提出前と提出後の辞退の状況はどうか。</p>	<p>①過去にも同じ様な工事は行っているところであるが、例えば支承防錆工ですと、支承の大きさが様々であるとか、数量がかなり価格に影響することから、個別の算出ができなということで見積りを参考としている。</p> <p>②伸縮装置止水工については、当社の考えた積算とほぼ一致していたが、支承防錆工は一部、規模を算定する際の考え方に相違があり、その部分で差があったことを確認している。</p> <p>③本工事は、複数の工種が組み合わせられた、橋桁の中での細かい作業であり、標準の形で積算できるのが理想であるが、実際に作業をする上で、発注者側の目が届かないところでの開差があることから、企業の考えた施工方法をヒアリングして、中身が違うということを理解した上で、積算に反映することとしている。</p> <p>④全ての辞退者が、見積書提出前に辞退している。</p>
--	--

(4) 調査等

【常磐自動車道 水戸北スマートIC路線測量】

<p>①入札結果を見て、積算の根拠と実際の実勢が違うので、求めている資格要件の者あるいは積算上の作業員単価などが、実際に作業されている者と差があるのではないかと推測され、そういうことをモニタリングするなど、今後、ご検</p>	<p>①本件の落札者においては、作業箇所付近に詰所があり現場の作業員を配置し易いこと、手持ち業務がなく、自社機材機器も業務に使えるということで価格の低減に繋がったと確認している。積算については、国の一般的な単価、人件</p>
--	--

<p>討いただかないと、同じようなことが続くのではないかと考える。</p> <p>②低入札価格調査結果において、自社機材機器を使用することで経費の削減を図るとあるが、これらは積算上見込んでいるのか。</p>	<p>費を使っている中で、この様な状況が起きていること、起きやすい状況に過去からなっていることもあり、考えていかないといけないところであるが、現時点ではそういった疑義を持ちながら進めさせていただいている。</p> <p>②測量をする上で必要な機材機器については、企業により自前で持つのかリースするのかは、経営判断により違うと思われる。今回についてはすべて自社保有の機材機器でできるという状況である。</p>
<p>(5) 物品・役務 【平成27～30年度コーポレートサイトホスティングサービス委託】</p>	
<p>①サーバは市場に複数の業者が存在しており、随意契約した者以外のサーバを使用することは可能ではないのか。また、継続的に1者と随意契約とすると、受注者の言われるがままになってしまうことが懸念される。</p> <p>②サーバとは別に、コーポレートサイト運用・管理業務について特定随意契約としているが、こちらの随契理由について教えてください。</p> <p>③2社には資本関係はあるのか。</p> <p>④契約額が高額ではないのか。</p>	<p>①本件サーバは、コーポレートサイトで契約情報を提供する必要から、社内のシステムサーバとも接続をしており、その接続のためのシステムにおけるセキュリティ対策は、本件サーバとの親和性を前提に設定されている。従って、サーバ環境を変更するとそのシステムが正常に稼働しなくなる、若しくはセキュリティ上の脆弱性が発生するおそれがあることから、サーバを変更することは容易でない。</p> <p>②当該業務の従事者は平成19年に公募型プロポーザルの方法による競争契約により選定され、以後継続的に本件業務に携わっている。随意契約の理由としては、上記①に前述したサーバ接続システムの構築にかかる知的財産権を有する者であるほか、コーポレートサイトに掲載する前の未公表情報をこれまで事故無く取り扱ってきたことへの信頼性が大きい。</p> <p>③ない。</p> <p>④契約額は3年間の契約の総価であるが、月額単価でみた場合、多い月で300万件を超える当社コーポレートサイトへのアクセスを処理しうるスペックのサーバを、冗長性確保のためのバックアップ用サーバを含め、首都圏と山陽地</p>

<p>⑤技術審議会の結果報告についても、ほぼ言い値が妥当という結果となっているが、価格について交渉をした上でのこの価格であるのか。</p> <p>⑥この形態はいつまで続くのか。</p>	<p>方の2拠点に計3台稼働させていることからすれば、左程に高額という認識はない。</p> <p>⑤価格交渉はしていない。</p> <p>⑥サーバの耐用年数は税務上6年と言われており、現サーバの使用は平成24年からであることから、現契約が切れる平成30年には現在の形態を見直す機会があると考えます。 本委員会におけるご指摘を踏まえ、現行システムをゼロベースから再構築しなおすことを前提条件として、競争契約の採用についても検討したい。</p>
--	--

Ⅲ. 審議結果の報告

<p>①抽出事案1については、技術的な難易度が高いということで、価格・技術のバランスに関して言えば技術により重きをおいた、技術開発と組み合わせられている特徴のある契約かと思われます。</p> <p>現行のやり方では技術開発の競争をまず行い、1番の者の技術開発費が契約制限価格の算定の際に使用されるということで、結果的にどの者が選定されるかによって実際の技術開発費は変わる事となります。</p> <p>本件の技術開発費は全体の契約金額との割合は非常に小さいものであり、実際上の問題は無いように思いますが、今後技術開発の部分の契約金額に占める割合がもし高くなってくるとすると、論点になってくる可能性があると考えます。</p> <p>②抽出事案2、3についてはいずれも維持管理・メンテナンスに関連した事案でありそれぞれ背景や入札までの経緯は異なりますけれども、いずれも今後増えてくるとされるインフラの老朽化の問題に対して適切な担い手、民間企業をどうやって見つけ仕事を担っていただくかというような事に関連するような論点が出されたかと思えます。抽出事案2は総合評価方式</p>	
---	--

で施工体制確認を併用されておりますが、現行の技術評価の方法であると、競争参加資格が適正であると認められれば、付随的な点数が0点でもそこは問われないこととなります。また、施工体制の確認でプラス10点がつくかつかないかということについても、実際には調査基準価格の前後かどうかということでもかなりの部分が決まってくるとのことです。本来企業の技術力を適切に確保するためにこういった技術評価の仕方が望ましいか、引き続きご検討いただけたらと考えております。

③抽出事案5については、システムのサーバー運用の特定随意契約でしたが、当初の企業の選定を公募で行い、そのあとの保守等については当初の選定された者が引続き特定随意契約の形で契約を締結するといった蓋然性が高くなっているわけなので、こういった更新等の契約の適正性、あるいはその選定当時の適正性を判断するために、当初公募で同じ者が選定された際の理由が分かる情報を与えていただければ、継続してその者を特定とすることが適切かどうか判断する材料になるのではないかとのご意見がございました。

併せて、今回の特定随意契約についての契約の価格については交渉等を行っていないとの事でしたが、価格の妥当性、あるいは価格の合理性についても、何らかの判断ができるような材料があればということで、そういった情報がございましたら今後ご検討をお願いします。